第十六条第二項中「前項（第九号に係る部分を除く。）の」を「法第十条第一項の規定による」に、「前項第二号」を「前項第四号」に改め、同条第三項第二号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同項第三号中「第一項第二号又は同項第三号」を「第一項第四号又は第五号」に改め、同条第五項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第十六条の二　法第十条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

二　特定販売の実施の有無

三　第一条第四項各号に掲げる事項

2　法第十条第二項の規定による届出は、様式第六による届書を提出することによつて行うものとする。

3　当該薬局において新たに特定販売を行おうとする場合にあつては、前項の届書には、第一条第四項各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

第十八条中「第十条」を「第十条第一項」に改める。

第十九条第四項中「第八条及び」及び後段を削る。

第二十五条第四項中「第八条及び」を削り、「地方厚生局長」を「、「地方厚生局長」に改め、「、「前条」とあるのは「第二十五条第四項において準用する前条」と」を削る。

第九十条中「第百五十八条第二項」を「第百五十二条第二項」に改める。

第九十二条の二中「及び」を「に対し、要指導医薬品又は一般用医薬品以外の医薬品を、」に、「対して」を「対し」に改める。

第九十八条の二の見出し中「処方せん医薬品」を「処方箋医薬品」に改め、同条第五項中「（平成十六年厚生労働省令第百三十五号）」を削り、「処方せん医薬品」を「処方箋医薬品」に改める。

第百十一条の二中「第十四条の三」を「第十五条の九」に改め、「第百四十条第二項」の下に「又は第百四十九条の二第二項に規定する登録販売者としての」を加え、「第三項第一号」を「第三項第二号若しくは第三号」に、「第四項第一号」を「第四項第二号」に、「」と読み替える」を「に規定する」と読み替える」に改める。

第百十二条第一項中「第十四条」を「第十四条第一項及び第三項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「三年間、前項の書面を記載の日から二年間」とあるのは、「三年間」と読み替えるものとする。

第百十三条中「第十五条」を「第十五条の十」に改める。

第百三十九条を次のように改める。

（店舗販売業の許可の申請）

第百三十九条　法第二十六条第二項の申請書は、様式第七十六によるものとする。

2　法第二十六条第二項第六号の厚生労働省令で定める事項は、第一条第二項各号に掲げる事項とする。

3　法第二十六条第三項第四号の厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。

一　要指導医薬品

二　第一類医薬品

三　指定第二類医薬品

四　第二類医薬品（指定第二類医薬品を除く。次項第二号ハ及び第百四十七条の七第三号において同じ。）

五　第三類医薬品

4　法第二十六条第三項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　特定販売を行う際に使用する通信手段

二　次のイからニまでに掲げる特定販売を行う医薬品の区分

イ　第一類医薬品

ロ　指定第二類医薬品

ハ　第二類医薬品

ニ　第三類医薬品

三　特定販売を行う時間及び営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合はその時間

四　特定販売を行うことについての広告に、法第二十六条第二項の申請書に記載する店舗の名称と異なる名称を表示するときは、その名称

五　特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、主たるホームページアドレス及び主たるホームページの構成の概要

六　都道府県知事（その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第百四十七条の七第四号において同じ。）又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要（その店舗の営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限る。）

5　法第二十六条第三項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一　法人にあつては、登記事項証明書

二　店舗管理者（法第二十八条第一項の規定によりその店舗を実地に管理する店舗販売業者を含む。次号を除き、以下同じ。）の週当たり勤務時間数並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日又は販売従事登録の登録番号及び登録年月日を記載した書類

三　法第二十八条第一項の規定により店舗管理者を指定してその店舗を実地に管理させる場合にあつては、その店舗管理者の雇用契約書の写しその他申請者のその店舗管理者に対する使用関係を証する書類

四　店舗管理者以外にその店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつては、その薬剤師又は登録販売者の別、週当たり勤務時間数並びに薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日又は販売従事登録の登録番号及び登録年月日を記載した書類

五　店舗管理者以外にその店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあつては、その薬剤師又は登録販売者の雇用契約書の写しその他申請者のその薬剤師又は登録販売者に対する使用関係を証する書類

六　その店舗において店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあつては、その業務の種類を記載した書類

七　申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員。以下この号において同じ。）に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書

6　法第二十六条第二項の申請については、第一条第六項から第八項まで及び第九条の規定を準用する。この場合において、第一条第六項中「第四条第三項各号」とあるのは「第二十六条第三項各号」と、同条第七項中「第五項第九号」とあるのは「第百三十九条第五項第七号」と読み替えるものとする。

第百四十条第一項第一号中「第一類医薬品」を「要指導医薬品又は第一類医薬品」に改め、同条第二項中「第一類医薬品を販売し、若しくは」を「要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは」に改める。

第百四十二条中「同条第六号及び第八号」を「同条第八号及び第九号」に改め、「、第十二条から第十五条の四まで、第十五条の十五、第十六条（第一項第七号を除く。）及び第十八条」を削り、「第十二条第一項中「別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関（以下「登録試験検査機関」という。）」とあるのは「当該店舗販売業者の他の試験検査設備又は登録試験検査機関」を「第七条第十号中「医薬品の販売業」とあるのは「店舗販売業以外の医薬品の販売業」と、同条第十一号中「第一条第三項各号」とあるのは「第百三十九条第三項各号」と、同条第十二号中「第一条第四項各号」とあるのは「第百三十九条第四項各号」と、「除く。第十六条の二第一項第三号において同じ」とあるのは「除く」に改める。